

平成27年 6 月19日

株 主 各 位

株式会社大戸屋ホールディングス

代表取締役社長 窪田 健一

「第32回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

「第32回定時株主総会招集ご通知」の記載の一部を、下記のとおり修正させていただきますので、謹んでお知らせいたします。

記

1. 修正箇所

- ① 4 頁「第32期事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」の15行目の記載の一部
- ② 14頁「第32期事業報告 4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等の額」の「(注) 2.」の記載の一部
- ③ 33頁「株主総会参考書類 議案及び参考事項 第3号議案 監査役1名選任の件」の「(注) 2.」の記載の一部

2. 修正内容（下線は修正箇所を示します。）

① 【修正前】

海外におきましては、アジア地域においては店舗価値の向上ため、

【修正後】

海外におきましては、アジア地域においては店舗価値向上のため、

② 【修正前】

取締役役の人数及び報酬等の額には、平成26年 6 月24日開催の第31回定時株主総会の終結の時をもって退任した 3 名を含んでおります。

【修正後】

取締役の人数及び報酬等の額には、平成26年 6 月24日開催の第31回定時株主総会の終結の時をもって退任した 3 名を含んでおります。

③ 【修正前】

2 監査役との責任限定契約について

3 監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年5月31日現在の状況を記載しております。

当社は、監査役候補者である野崎拓志氏の選任が承認された場合、その期待される役割を十分に発揮できるよう同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める旨の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認されることを条件といたします。

【修正後】

2 監査役との責任限定契約について

当社は、監査役候補者である野崎拓志氏の選任が承認された場合、その期待される役割を十分に発揮できるよう同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める旨の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認されることを条件といたします。

3 監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年5月31日現在の状況を記載しております。

以上